

平成 26 年第 23 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成26年第23回教育委員会会議

1 日 時 平成26年10月10日（金） 13時30分～16時40分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	臼 井	博
委員	池 田	光 司
委員	池 田	官 司
委員	阿 部	夕 子
委員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
学校施設担当部長	大 古	聡
保健給食課長	小田原	史 佳
保健係長	坪 松	剛
保健係員	高 井	晃 太
給食係長	宮 北	佳 恵
学校教育部長	大 友	裕 之
教育推進課長	井 口	誠 一
学びの支援係長	塩 越	寛 史
特別支援教育推進担当係長	田 中	進 一
教育課程担当課長	齊 藤	隆 浩
義務教育担当係長	佐 藤	圭 一
義務教育担当係長	和 泉	明 一
義務教育担当係長	横 道	幸 紀
義務教育担当係長	船 着	千 世
児童生徒担当部長	松 田	昌 樹
児童生徒担当係長	佐 野	恭 敏
幼児教育センター担当課長	出 葉	充
幼児教育相談担当係長	坪 井	康 彦
教職員担当部長	引 地	秀 美
教職員人事担当課長	阿 地	俊 弘
人事係長	松 下	正 直

人事担当係長	中山	明彦
人事担当係長	三戸部	文彦
人事係員	佐藤	誠
中央図書館長	江本	功
利用サービス課長	渡辺	孝之
情報化推進担当係長	浅野	隆夫
総務課長	杉村	亮
庶務係長	井上	達雄
書記	石川	亜樹

4 傍聴者 5名

5 議 題

報告第1号 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

議案第1号 平成26年度全国学力・学習状況調査に係る北海道教育委員会からの照会に対する回答の一部修正について

議案第2号 委員長選挙について

議案第3号 委員長職務代理者の指定について

議案第4号 札幌市学校給食運営委員会規則案

議案第5号 札幌市学校結核対策委員会規則案

議案第6号 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会規則案

議案第7号 札幌市幼児アセスメント委員会規則案

議案第8号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

議案第9号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第10号 人事について(平成27年度札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の登録者決定について)

【開 会】

○山中委員長 平成26年第23回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議についてですが、会議録の署名は、池田光司委員と池田官司委員にお願いいたします。

本日の議案のうち、議案第10号については、職員の人事に関する事項ですので、教育委員会会議規則第14条第2号の規定により、公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、本日の議案第10号については、公開しないことといたします。

【議 事】

◎報告第1号 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

○山中委員長 まず、報告第1号について、事務局からご説明をお願いいたします。

○学校教育部長 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について報告いたします。

本日報告いたします平成26年度全国学力・学習状況調査「札幌市の結果の概要」については、9月19日（金）の教育委員会会議において決定いただいた札幌市の対応方針に基づき作成しています。

お手元の資料、結果概要の表紙をめくった1ページ目をご覧ください。

ここには、調査の概要として、調査の目的等が示されています。内容としては昨年度と大きな変更はありませんが、3の調査の内容にあるように、今回の調査は、国語と算数・数学の教科について、主として「知識」に関する問題で構成される問題Aと、主として「活用」に関する問題で構成される問題Bの2種類の学力調査と、生活習慣や学習環境に関する質問紙調査で構成されています。

2ページ目をご覧ください。

教科に関する調査結果の全体概要としては、小学校で、国語、算数の問題A、Bのいずれについても、全国平均正答率と比較してプラス・マイナス3ポイントの範囲内にあり、「ほぼ同程度」となっており、中学校でも、国語、数学の問題A、Bのいずれについても、同じく、全国平均正答率と「ほぼ同程度」となっています。

傾向としては、知識・技能の定着については、小学校国語（漢字を正しく書くことなど）、算数（四則の混合した計算や、異分母の分数の計算など）に継続的な課題が見られています。また、一部の問題で、全国平均正答率を下回る状況も見られています。

「活用」に関しては、中学校で全国平均正答率を上回る問題が見られています。一方、伝えたい事柄や根拠を明確にして、自分の考えを書くことや、事柄の特徴を的確に捉え、適切な表現で説明することなどの問題で、全国と同様に誤答率・無解答率が高い状況が見られ、小・中学校ともに課題と考えています。

同じページの下段にありますが、児童生徒に対する質問紙調査結果からは、学習意欲等に関連して、平成19年度と比較すると、読書が好きな子どもの割合は増加し、全国平均より高い状況。難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合は増加しているが、全国平均より低い状況。将来の夢や目標をもっている子どもの割合は増加しているが、全国平均より低い状況といっ

た傾向が見られており、いずれも、昨年度と同様の傾向が見られていると考えています。

次に3ページ、4ページ目をご覧ください。

このページは、これまでの教育委員会会議で、調査結果における本市の状況をわかりやすく伝える工夫は必要であるとのこと指摘を踏まえまして、本年度より新たに加えた部分です。

本調査における、本市の児童生徒の成果と課題を各教科領域別に全国平均正答率と比較する形で棒グラフにより表現しています。

主として「知識」に関する問題Aにおいては、小学校国語・算数、中学校国語・数学とも、ほぼ全ての領域で平均正答率が6割以上となっています。

一方、主として「活用」に関する問題Bにおいては、全国と同様、平均正答率が低い傾向にあり、課題があると捉えています。

今回、領域別で最も平均正答率が低かったのが、小学校国語の問題Bの「書くこと」の領域です。問題Bは設問数が10問あり、そのうち3問が「書くこと」の領域の設問となっています。

具体的にどのような問題が出題されているかという点、資料のインデックス別添の部分をご覧ください。

「書くこと」領域の設問は、設問1の3となりますが、立場を明確にして質問や意見を述べる設問となっており、全国の平均正答率は3割を下回る状況で、札幌市においても全国と同様の傾向にあり、課題の一つと捉え、5ページからの教科に関する調査の結果概要及び改善の方向についてのページでも取り上げています。

結果概要の5ページから8ページにかけては、各教科の領域ごとの結果概要や、そこから明らかとなった課題、改善の方向を記載しています。

「本市の概要」の欄ですが、今回も、結果については、平均正答率の数値そのものを示すのではなく、左下の「記号の意味」にあるように、各教科の領域ごとに本市の平均正答率と全国の平均正答率を比較し、プラス・マイナス3ポイントの幅で「上回っている」「ほぼ同程度であるが、やや上回っている」などの5段階で示しています。従来、言葉だけの表現でしたので、一見するとわかりにくさもあったことから、昨年度と同様、「上回っている」ものを白三角とするなど、記号でも表現しています。

併せて、資料の一番下の表をご覧ください。

ここは、昨年度と同様、領域ごとの状況について、先ほどの5段階の表現で統一して記号化し、今回を含めて6年度分の状況を掲載いたしました。

以下、教科ごとに、本市の概要を中心に説明いたします。

まず、小学校国語です。

問題A、Bともに、すべての領域で、全国平均とほぼ同程度であるが、やや下回っている状況となっています。

今回の調査における課題は、領域の設問等を分析し、今年度の全国平均正答率との比較等において課題となる部分を示しています。

改善の方向は、課題を受け、改善すべき指導方法や学習活動を示しています。具体的には、そこに示してあるとおりです。

平成21年度以降の状況については、下の表になりますが、25年度と比べ、「読むこと」領域については、問題A、Bともに、「全国平均と比べほぼ同程度であるが、やや上回っている」状況が「やや下回っている」状況になりました。

また、「話すこと・聞くこと」領域が「全国平均に比べ、上回っている」状況から、「全国平均と比べほぼ同程度であるが、やや下回っている」状況となっています。

次に、小学校の算数について、6ページをご覧ください。

問題Bで、図形において、「全国平均とほぼ同程度であるが、やや上回っている」状況ですが、その他の領域については、「やや下回っている」状況です。

今回の調査における課題及び改善の方向は、お示ししているとおりです。

下の表ですが、「全国平均とほぼ同程度であるが、やや上回っている」領域が一つある状況で、平成25年度と同様の状況であると判断しています。

次に、中学校国語について、7ページをご覧ください。

問題A、Bともに、すべての領域において、「全国平均とほぼ同程度であるが、やや上回っている」状況となっています。

今回の調査における課題及び改善の方向は、そこに記載してあるとおりです。

下の表ですが、平成25年度と比べ、問題Bにおいて、「全国平均に比べ、上回っている」領域の二つが、「全国平均とほぼ同程度であるが、やや上回っている」状況になっています。

次に、中学校数学について、8ページをご覧ください。

問題Aでは、「数と式」領域においては、「全国平均とほぼ同程度であるが、やや下回っている」状況で、その他の領域では、「やや上回っている」状況です。問題Bにおいては、「関数」領域が「全国平均に比べ、上回っている」状況で、その他の領域では、「全国平均とほぼ同程度であるが、やや上回っている」状況です。

今回の調査における課題及び改善の方向は、ご覧のとおりです。

下の表ですが、平成25年度と比べ、問題Aの「数と式」領域において、「全国平均とほぼ同程度であるが、やや上回っている」状況が「やや下回っている」状況になっています。

また、「資料の活用」領域は、「全国平均に比べ、上回っている」状況が「全

国平均とほぼ同程度であるが、やや上回っている」状況になっています。

問題Bの「関数」領域は、「全国平均とほぼ同程度であるが、やや上回っている」状況が「全国平均に比べ、上回っている」状況になっています。

なお、これまでの教育委員会会議において、教育委員会として、札幌市の取り組みがどのような点で成果につながっているのか、また、無解答が多い問題があるなどの課題がどのように変化してきているのかなどについても分析を行ってはどうかというご意見をいただいておりますが、今後、そうした点も含め、詳細な分析を行い、12月には、平成26年度全国学力・学習状況調査「実施報告書」としてまとめ、教育委員会会議において報告したいと考えています。

最後になりましたが、本日、この後、本委員会会議において確定しましたものについては、報道機関への情報提供を予定しているところです。

以上、報告とさせていただきます。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、委員からご質問、ご意見、ご要望などがありましたらお願いいたします。

○池田（官）委員 改めてご説明いただいて、見せていただきますと、やはり、全国平均とのポイントの差は、やや上回っていたり、下回っていたりするものもありますけれども、そういうことよりも、例えば、ご説明いただいた小学校の国語Bの「書くこと」で、どのような質の問題、どのようなタイプの問題に対して正答率が高くなかったのか。これは全国も同じ傾向かもしれませんが、そういう平均との比較よりも、どういった部分が弱いのかということをご丁寧に分析していくことが、今後の考え方の指針にもなるでしょうし、大切なことなのだなという感じがしました。

○白井委員 今の意見とも関係するのですが、例えば、A問題は知識中心となっていますが、国語ですと、漢字の読み、言葉の意味等、これはある意味で短期的にトレーニングすればできることに対して、自分なりの意見を書く、考えを述べるということになりますと、そう簡単にいくものではありません。私たちは、学力検査で考えるときに、どうしても短期的な成果で昨年と比べてということにどうも意識が行き過ぎてしまって、スキル、ドリル中心のところできくと、ある意味では見えやすいのですが、そこでの大事な点は、日々、日常生活の中で自分の考えを相手にどう伝えるのか、あるいは、自分の中でどう整理してまとめていくか、そういうスキルが将来にわたって非常に重要になるのです。

一方、これは時間が非常にかかるので、授業時間の中で計画的にやっていかなければいけません。しかし、そう簡単に成果が出るものではありません。ですから、私個人の願いとしては、すぐ成果が出るという面だけに奪われないで、こういう時間がかかるけれども、重要なところについて計画的にしっかり力をつけるということをお願いしたいと思います。

○阿部委員 表の見方ですが、5、6、7、8ページの記号の意味が左下にあります。ここでは3%という記号が使われていて、下では3ポイントとなっています。これは、記号が違うだけで同じ意味なのでしょうか。見る人によっては、違うものではないかと捉えられないかと思っています。

○山中委員長 これは、先ほどのご説明との関係からいくと、ポイントのほうが正しいのですか。

○教育課程担当課長 統計的に、数値で言う場合にはパーセントを使います。ただし、パーセントの数値が比較してどの程度違っているのかというときには、通常はポイントを使います。そこは使い分けでなかなか難しいところがあります。

○山中委員長 例えば、1ポイントであっても、素点というか、平均正答率というのは、それをもとにしてやる場合に、プラス・マイナス幾つというのは、平均正答率が60であったとして、札幌市の場合は63であれば、5%上だという形になるわけですね。平均正答率が60ポイントで、札幌市の場合はプラス・マイナス3ポイントの範囲で表しているのだったら、5%という問題ではなくて、3ポイントという問題になります。これでは、ご指摘のように、少しわかりにくいです。そこは統一するか、きちんと説明した上で、こちらの何ポイントは上とはどういう関連があるのかははっきりしておいたほうがよいと思います。

○義務教育担当係長 平均正答率自体を表現する場合は、率ですから、パーセントを用いるしかないので。一方で、ほぼ同程度とはどういうものかというときに、「プラス・マイナス3%の範囲内」としたほうがよいというご意見かと思っています。ここは、パーセントとパーセントの差をあらわすときにはポイントを使うことがあります。

○山中委員長 では、実質的にはイコールと考えてよいのですね。

○義務教育担当係長 「ポイント」が表しているものは、「パーセント」の引き算をして出しています。

○山中委員長 一般の方にはそこはわかりにくいですね。そこは何か工夫して表現しなければいけないのではないかと思います。今までもそうしてきたのでしょうけれども、わかりにくいではないかというご指摘は、おっしゃるとおりだと思います。

○学校教育部長 今回の点については、保護者の方にわかるような形にしたいと思います。例えば、1ページ目かどこかのページに、その部分がわかるような形で記載したいと思います。

○池田（光）委員 全体の報告書は、グラフを工夫したり、年系列といいますが、平成21年度から26年度まで非常にわかりやすく書かれていて、とても前進していると思いますし、皆さんが理解しやすい形に向かっていることがわかります。

その中で、2ページの学力の知識・技能の定着の中で、継続的な課題がありますね。これも、先ほどの年系列の数値を見ても感じるのですが、平成21年度には白四角が多かったのに黒四角になっていく傾向もあり、継続的な課題に対して具体的にどう取り組んでいるかということについて、改善の方向の取り組み方をもう少しご説明願いたいと思います。

○学校教育部長 ここに出た課題ですが、さらにご指摘がありましたけれども、本市の子どもたちが、それぞれの問題に当たりながら、どういう点でつまずいていくのかという分析を一問一問丁寧に行っています。今、私たちが行っている様々な取り組みがありまして、短期間で結果が出ることもありますが、中期的なものもありますので、その取り組みと重ね合わせながら、今はどういう状況にあるのかということ、現在、分析しているところです。12月の報告書でまとめてお示ししたいと考えています。

○池田（光）委員 これは、毎回のよう、そういう取り組みをされているということですが、今回、事業をやり、それが実際にどう継続的に取り組まれているかというところをどこかの時点でもう一回ご報告いただければありがたいと思います。

特に残念なのは、数値の上昇というよりも、いろいろな工夫をしているのだけれども、例えば6ページを見ますと、一番下の平成21年度の応用のところが

黒マークに変わってしまっています。知識よりも応用のところが下降ぎみです。下降という表現はどうかと思いますが、考え方がもっと醸成されていくような教育だったらありがたいという印象を持ちましたので、その課題に向かっていただければありがたいと思います。

○町田委員 札幌の場合は、小学校と中学校を比べると、小学校のときには黒四角もありますが、中学校になると国語、数学とも白四角になります。これは、今年受けた中学3年生が3年前は小学6年生で受けているのです。ですから、9年間で見たとときの義務教育としては、小学校で受けた子どもがそのときは平均としては黒三角がある中で、それが中学3年になると白い印になるというのは、これをどういうふうに総括していくのかというところがあると思います。逆の傾向だと非常に問題ですし、だから小学校が低くてよいと言っているわけではないですけれども。

○池田（光）委員 そういうことが議論できるように、本当によい表現になってきたなと私は感じています。

○山中委員長 同じ子どもが受けているわけではありませんし、問題も変わるということで、評価の仕方が非常に難しいところはあると思います。ただ、これまでの会議でも、あるいは、毎年、学力調査が終わってからご報告をいただいて、委員は代わったりしていますが、毎年の会議で似たようなところのご指摘があります。そして、札幌市の教育全体として、どこに課題があるのかということですね。ほかと比較してどうこうという以上に、子どもの学力を伸ばしていく上でこういうところが足りないのではないかと、こういうところはまあまあ十分かな、しかし、ここはさらに伸ばしていったほうがよいのではないかと、そういう細かい分析をいろいろしていただきたいと思います。ただ、この学力調査だけではそれを十分に分析し切るのは難しいかもしれませんが、学力調査、それから学習状況調査ですね。その両方を含めていろいろと細かく分析していただいて、今までの取り組みがどの点で生きているのか、まだまだここが足りないというところも分析していただいたものを出していただきたいというのが皆さんのお気持ちだと思います。そして、将来の札幌市の教育に生かしていただいてほしいということだと思います。先ほど、12月にさらに詳しい分析をして、出しますというお話がありましたが、今のご要望にあったようなところも踏まえて、ぜひ、なるほど、このうちから家庭としても力を入れていったらよいのだな、教師としてもここに力を入れていこう、そして、札幌市の教育全体の質を高めていこうというふうに、みんなが考えていけるようにしていただきたい

と思います。その点は、ぜひよろしく申し上げます。

ほかに何かありますか。

○**阿部委員** 一般的な保護者の方たちは、学力調査のことにそんなに詳しくないので、私も誤解してしまいそうになったのですが、例えば、表の中で6年間の軌跡が示されていて、現在、小学校6年生のお子さんをお持ちの保護者の場合、自分の子どもが、去年、5年生のときに受けていて、2年前は4年生のときに受けているというふうに、勘違いをしそうな感じがします。私が探せないだけかもしれませんが、毎年6学年になったときにこれを受けるという説明書きがこの概要の中にあっただけのほうがよいと思います。

○**山中委員長** 小学年ということですね。対象学年と書いてあるけれども、これだけでは少しわかりにくいですね。

○**阿部委員** 6年間、ずっと受けてきているのではないかと勘違いをしそうかなと思います。

○**学校教育部長** 今ご指摘いただきましたので、1ページ目の対象学年のところをもう少しわかりやすい形にしたいと思います。

○**池田（光）委員** 今年度、新しく棒グラフをつくってみたということですが、実際につくられた方たちの所感をお聞きしたいと思います。

私は、非常に見やすかった気がするのですが、実際にこれで自分たちの意図をうまく表現できたかどうかについてお話しいただければと思います。

○**学校教育部長** 言葉による説明、もしくは市民の方にということで、なかなかわかりにくいところもあるのではないかとということ、記号を用い、さらに今回は棒グラフにしています。視覚的に見ることで、単純に全国との比較ということではなく、例えば、小学校であれば国語Bの「書くこと」というところが全国も札幌も今の子どもたちがここに課題があるだろうという観点で非常に的確に捉えやすい状況にあると思っています。

○**池田（光）委員** 私も、見やすくて、入り口としてはとてもよいなという感じがしました。とてもよいアイデアだったなと思っています。

○**教育次長** 一つ、蛇足ですけれども、先ほどのパーセントとポイントのこと

についてです。60%を平均として、例えば63%であるとしたら、差は3%です。ですから、これが何%かという比較をすれば、63引く60で3ですが、60%に対して何%かという言い方をすると、5%になるわけです。そういうことで、パーセンテージを使うとやや混乱すると思いますので、多分、表現としてはポイントになるのだらうと思います。

ポイントと言ったほうがよいかと思います。

○山中委員長 パーセントよりもポイントを使うほうが誤解されないだらうということですね。

○総務課長 50%の10%上というのと、50%の10%ですから55%になります。50%の10ポイント上というのと60%になるということです。パーセントとパーセントを比較するときにはポイントを使うということです。

○山中委員長 ありがとうございます。

一般の誤解を招かない表現を心がけたほうがよいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、そういうところは少し工夫をしていただきながら、基本的にはこのご報告については以上とさせていただきますよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 ただし、この報告をさらに進化させたものを12月に出していただいて、そこでまた議論させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議案第 1 号 平成26年度全国学力・学習状況調査結果に係る北海道教育委員会からの照会に対する回答の一部修正について

○山中委員長 それでは、次に、議案第 1 号です。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第 1 号の平成26年度全国学力・学習状況調査に係る北海道教育委員会からの照会に対する回答の一部修正について説明いたします。

資料 1 をご覧ください。

前回の教育委員会会議で説明いたしましたとおり、平成26年 9 月 4 日付で、北海道教育委員会から、平成26年度の全国学力・学習状況調査北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載について照会がありました。

回答については、前回 9 月 19 日（金）の教育委員会会議でお諮りし、議案第 1 号の 1（1）にある前回会議における議決内容のとおり議決いただき、北海道教育委員会に対して回答したところです。

改めて、議決内容を確認させていただきます。

まず、回答としては、「平成26年度全国学力・学習状況調査『北海道版結果報告書』に札幌市の結果を掲載することについては、今回は『同意しない』との回答とする。」と議決いただきました。

次に同意しないとした理由について確認させていただきます。

理由については、まず、札幌市教育委員会として、「平均正答率の数値も公表することが望ましい。」という部分については、同意できないといたしました。その上で、今回、北海道教育委員会が、各教科の成果と課題を明確にし、分析結果や改善方策をあわせて、きめ細かく分かりやすい公表を行うこととした趣旨には同意するといたしました。

この回答については、議案第 1 号の 1 の（2）修正に至る経緯にあるように、平成26年 9 月 29 日付け文書により北海道教育委員会教育長宛てで回答したところです。

その際の回答書が資料 2 になります。

この回答については、必ずしも、北海道教育委員会からの照会内容の全部に不同意としているわけではないため、回答書の 3 にその旨を記載するとともに、前回の教育委員会会議において、北海道教育委員会に対して札幌市教育委員会の考え方を丁寧に伝えることの必要性も話題になりましたので、教育委員会会議における議論の概要も含めて、回答提出後に改めて北海道教育委員会に対して補完的に説明をいたしました。

その折に、「平均正答率の数値も公表することが望ましい。」としている部分に関し、北海道教育委員会から、「『北海道版結果報告書』における結果の

掲載において、平均正答率の数値を公表するかどうかは、あくまでも各市町村教育委員会の判断によるものである。」との見解が示されました。

この「平均正答率の数値を公表するかどうかは、あくまでも各市町村教育委員会の判断によるものである。」との北海道教育委員会の見解を踏まえると、今回の北海道版結果報告書においては、「平均正答率の数値を公表することは必須ではない」と判断できることから、各教科の成果と課題を明確にし、分析結果や改善方策を併せて、きめ細かく分かりやすい公表を行い、保護者等に対する説明責任を果たすことを理由として、議案第1号の1の(3)にある修正案のとおり、北海道版結果報告書への掲載について同意すると回答を修正したいと考えています。

また、回答書には「平均正答率の数値の公表については同意できない。」と付記した上で、再回答することとしたいと考えております。以上の内容を、回答書に記載したものが別紙になります。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**山中委員長** 前回での決定を一部修正するということですが、いろいろお聞きしたいことがあるかと思えます。率直にご質問、ご意見などをいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○**池田（光）委員** 前回の教育委員会会議でこの議案が出て、同意しないということに私も賛同したわけです。それが、実は言っていることが違うので、今度は同意するということに丸をつけてくれということは、こちら側で意図を聞き間違ってしまったということですか。

○**学校教育部長** 北海道教育委員会の今回の結果公表については、資料1の3枚目に考え方が示されています。その中の1の二つ目の丸に、「平均正答率の数値も公表することが望ましい」とあります。下に注意書きで、小さな市町村の例など、こういう場合については実情に応じて市町村が判断すべきということが示されています。

これについては、8月に北海道学力向上推進協議会の中で同様のものが示され、私が出席した際に、数値については公表することが望ましいという考え方は、札幌市教育委員会としては、これまでと同じ考えで、同意することはできないけれども、広く保護者等に丁寧に説明するという趣旨については賛成であるということです。できれば、ここにある「公表することが望ましい」という表現ではなくて、例えば市町村が判断するような形になれば、私どもの考え方と同じ形になるのではないかという発言をさせていただいたところですが、実

際に、その後、9月4日付の通知が来ましたので、私どもとしては公表することが望ましいという部分については同意できないということで、前回の議決の形になっています。前回の会議の際に、そこに同意できる部分もあることから、北海道教育委員会に対して、その部分を補完的に口頭で丁寧にご説明も申し上げたところ、先ほど申し上げたように、ここについては市町村の判断でよいということですので、私どもとして、それであれば、前回の会議の議論を踏まえて、修正して出すべきではないかと考えるに至ったところです。

○池田（光）委員 私の記憶では、あのときも、北海道教育委員会からのご照会について同意しないというものを出すのは非常に心にかかるものがあって、やはり二人三脚で行くべきところで、ささいなことかもしれないけれども、一つ一つの積み重ねだと思い、自分なりに非常に苦渋の判断をしました。苦渋の判断というのは、同意しないことで、本当にこの意図が北海道にきちんと伝わっているのかと非常に気になっていたくらいの判断をしました。それが、実はこういうことなのだとということであれば、本当はもう一回、改めて文書を出していただいて、それに対して同意するというほうが正しいのではないかという感じがします。

○山中委員長 筋論としては、既に回答は出しているわけで、改めて北海道から前に回答を求めた際の平均正答率の数値も公表することが望ましいという趣旨はこういうことだという文書が来たわけではないのに、こちらのほうから回答を変えるのは変ではないかということかと思えます。

文書が来ているわけではないのですね。

○学校教育部長 はい。

前回、札幌市教育委員会から、資料にあるような形で回答していますので、前回の教育委員会会議の内容から、私どものほうから、（3）の理由のただしの後半部分について、補完的に私どもの考え方がとしてはこうだということはお話をしています。その中で、上段にある平均正答率の公表というところについては、市町村教委の判断であるというところが、口頭での確認になりますが、はっきりしたところがあります。何か正式な文書でということではありませんが、事務局で補完的に説明した中で確認ができたということで、お諮り申し上げます。

○池田（官）委員 北海道から来た文書には、確かに望ましいという言葉が使われています。これは、改めて考えてみると、解釈の余地があり、公表しなさ

いということなのか、それとも市町村の判断でよいということなのか、確かに補足の説明がないと、いろいろな解釈が可能な文言だったように改めて思います。

ですから、そこについて、こちらから説明したときに北海道教育委員会から補完的に見解が示されたということですので、それに対してもう一度回答するというのは、やむを得ないといえますか、そういうことはあってもよろしいと思います。

平均正答率の数値を公表するか、しないかということについての議論がかなり行われていると思うのですが、先ほどの概要報告のところでも議論があったとおり、数値そのものは、雑駁な言葉で言えば、全国平均との差は非常に少ないものだと思います。ですから、その3ポイントをわずかと捉えるのか、大きいと捉えるのかはいろいろな解釈があると思います。ただ、そういったわずかの差でもいわゆる序列化が実際に行われてしまうわけですから、そこに注目していくということよりも、むしろ、先ほどの議論のように、どこの問題がどういうふうにはできないのかということを中心に議論していくほうがはるかに大事であろうと思います。これは、私のみではなくて、そう思っている方は多いと思うのです。

ですから、平均正答率の数値を公表するか、しないかというのは、そう考えると、本質的には余り重要な問題ではないと思います。ただ、公表することによって、それがひとり歩きするような形になってしまうということが大きな問題なのかなと感じます。公表するか、しないのかという二者択一のような議論は、北海道教育委員会が求めていたものは少し違うのだろうと思いますし、そうならないようにしていきたいと改めて思いました。

○白井委員 今回の修正のことについて、冒頭に部長からご説明いただいたことに対して、状況は理解しました。

ただ、北海道教育委員会で考えているように、いわゆるわかりやすい結果の説明ですね。それを、北海道全部で統一した様式でやるということで、それぞれの地域において、どういうところが得意で、どういうところに課題があるのか、わかりやすいという狙いはわかるのですが、その一方で、今回の北海道教育委員会から出されたことに対して問題点がすごく感じるのは、例えば、公表の仕方、わかりやすい説明の仕方というところについて、それぞれの地域の実態に応じて、どういう説明がわかりやすいのかということを競わせるような方式のほうが多様でよいと思うのです。ある地域の保護者に対してはこういう説明のほうがわかりやすい、でも、別の地域ではそれほどベターではないとか、むしろ、そういう多様な説明の方式を可能にするようなやり方のほうが、

住民に対する説明責任という意味でもよいのではないかと思います。

例えば、札幌市では、札幌市の学校について、自分の学校のよいところと問題点をホームページで公開するというをやっていきまして、先般、幾つかの学校のサンプルを見せていただきました。そうすると、この説明は非常にわかりやすいけれども、説明が多過ぎるので、親御さんたちはここまで詳しい説明をすると逆に見なくなるのではないかとか、それは地域のニーズによって随分違ってくるところがあると思います。

ですから、やり方としては、別添3の様式に当てはめて、イエスかノーかというのではなく、むしろ、どういうふうにするかということの工夫をそれぞれの教育委員会から求めるほうが将来的に好ましいのではないかと思います。

私は、今回、一つの方法としてこういうことをやるという点について、一応の同意はいたしますけれども、今後は、一つの方法というよりも、工夫をしてもらうのが筋ではなかろうかと思います。

○教育次長 12月に詳細についてご報告を申し上げたいということですがけれども、独自の札幌らしい市民に対する公表の仕方ということはもちろん継続するつもりです。それが一番の中心にある中で、今回のことについては、北海道教育委員会のフォーマットで、別な形で公表されるということも多角的な視点から見られるということで、そういうあり方もあるかもしれないと考えた次第です。ですから、今、臼井委員がおっしゃいました私たち独自の工夫というのはそのとおりだと思いますので、やっていきたいと思っておりますし、学校自体も私どもと全くフォーマットでやってくださいとは申し上げていません。その学校独自の必要性と説明のわかりやすさがあると思いますので、それを大事にしていくという気持ちは、今、臼井委員がおっしゃったとおりだと思いますし、事務局としてもそうしていきたいと思っています。

○池田（光）委員 私も、教育委員になって数年がたつのですがけれども、教育委員会で物事を一つずつ決めていくということは、いつも自分に重きを置きながら、正しいかどうか自問自答しながらということでもあります。その中で、この趣旨はよくわかりますけれども、客観的に見ると、札幌市教育委員会として何か決めたことについて、向こうはそう言ったから、じゃ、こういうしましようにしたのかととられないかと思うのです。これは、あくまでも形式的なことですがけれども、ある意味では大事なことでありますので、今後とも、こういうことが起きないように、自分自身も戒めながら教育委員として発言、同意をしていきたいと改めて感じました。

○山中委員長 そうしますと、基本的には、いろいろと問題が起きかねない、過度な競争を招きかねないということを危惧し、平均正答率は公表しないという前提に立ちながらも、説明はきちんとしていくという方向で、北海道に対しても協力できるところは協力しましょうということで、事務局のご提案の方向で回答を修正しましょうということについては了解いただけるということかと思いますが、そのようにまとめてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 ただ、今もご意見がいろいろとあったように、こういった回答を求めてくる場合の相手先の問題でもありますけれども、より丁寧な説明をしていただいて、この点はこう言っているけれども、基本的にこういう考え方ですよというところをきちんと打ち出していただいて、それに基づいて、そうであるなら私どもとしても十分協力できますという対応ができるようなものでまとめてきてほしいと思います。

また、こういう問題については、イエスかノーかというより、その他ということで、こういう点を考えてもらえれば協力できるとか、多様な選択肢があってもよいような感じがしますので、そういうところは、ぜひ事務局から北海道に対しても要請をしていっていただきたいと思います。

やはり、北海道と各市町村が教育問題についていろいろと協力していくということは大事だろうと思いますので、意思の疎通をこちらから図っていく、向こうにも求めていくという姿勢が必要だと思います。その辺はお願いしたいと思います。

各自治体の実情を考えていただかないと、本来はスムーズに行くこともスムーズに行かないということが結構あります。都市教委連の中でもそういったことが議論になったこともありますし、要望をしたこともあります。事務局としても、ぜひその辺を踏まえて、今回の回答については修正しますが、条件つきといいますか、ただし書きをつけて、この点は同意できませんということを明らかにしながら回答を修正していくという方向で議決させていただきます。今、いろいろ申し上げたようなことを踏まえて、今後、北海道ともきちんとした対応をしていただくようお願いしたいと思います。

○教育次長 今回の件に関しては、まことに申し訳ございませんでした。考え方自体については、前回の会議において決定された事項と全く同じ結論となるわけですけれども、その回答の仕方について、北海道教育委員会との間で十分な意思の疎通を欠いていたところ、あるいは、不十分であったものを反省し、今

後に生かしていきたいと思imasuので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号につきましては、提案のと通りの修正をすることといたします。

◎議案第2号 委員長選挙について

○山中委員長 次の議案第2号に行きたいと思います。

○生涯学習部長 議案第2号の委員長選挙について説明申し上げます。

教育委員会の委員長の任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、1年とされています。

現山中委員長の委員長としての任期は、この10月12日をもって満了となることから、後任の委員長を選任する必要がありますので、平成26年10月13日から1年間を任期とする委員長の選任についてお諮りするものです。

なお、委員長選挙の方法及び手続については、特に定めがありませんので、任意の方法で行うことができますが、これまでは、指名推選の方法により選出しています。

これは、特定の委員を指名していただき、その委員を委員長と定めてよいかどうかを会議に諮り、指名推選を受けた委員を除く他の委員の同意を得て、その委員を委員長とするものです。

以上で私からの説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の選挙については、指名推選によることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、指名推選により委員長を選出することといたしますが、推薦がありましたらお願いいたします。

○池田(光)委員 引き続き、委員長として山中委員長を推薦したいと思えます。皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田(光)委員 皆さんから同意をいただきましたので、10月13日からも引き続き、山中委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○山中委員長 それでは、私が10月13日以降も引き続き委員長に就任することにいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎議案第3号 委員長職務代理者の指定について

○山中委員長 続いて、議案第3号について、事務局からご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第3号の委員長職務代理者の指定について、説明申し上げます。

委員長の職務代理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」となっています。

このことから、このたびの委員長の選任にあわせ、職務代理者についても指定する必要があります。

本案件は、その職務代理者の指定についてお諮りするものです。

以上で説明を終わりますので、よろしくをお願いいたします。

○山中委員長 ただいま事務局から説明がありましたけれども、皆さん、いかがでしょうか。

○山中委員長 特に推薦がないようですので、引き続き、臼井委員を職務代理者に推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、職務代理者については、臼井委員をお願いすることにいたします。よろしくをお願いいたします。

- ◎議案第4号 札幌市学校給食運営委員会規則案
- ◎議案第5号 札幌市結核予防対策委員会規則案
- ◎議案第6号 札幌市児童生徒等に関する重大事故調査検討委員会規則案
- ◎議案第7号 札幌市幼児アセスメント委員会規則案

○山中委員長 続いて、議案第4号から議案7号の関連に参りますが、これらの議案は、10月6日議決施行された札幌市の附属機関設置に関する条例の関連です。

当該条例の施行によって、新たに附属機関となった四つの機関について、運営に関する基本的事項を教育委員会規則によって定める必要があるので、議案として提出されています。個別にそれぞれの附属機関の目的に応じて違っているところがあるという形になろうかと思いますが、かなり似ている規則案ですので、統一的な議論が必要かと思えます。進め方については、四つの機関についてまとめてご説明をいただいて、質疑等を進めていきたいと思えます。

それでは、第4号から順次ご説明をお願いします。

○学校施設担当部長 議案第4号「札幌市学校給食運営委員会規則案」と議案第5号「学校結核対策委員会規則案」について説明させていただきます。

まず、第4号 札幌市学校給食運営委員会規則案についてです。

札幌市学校給食運営委員会については、別添1にあるとおり、札幌市学校給食運営委員会規約（昭和49年5月16日教育委員会制定）に基づき運用されてまいりました。

このたび、当委員会については、札幌市附属機関設置条例に基づき、附属機関として位置づけられることとなったので、これまで同規約により規定されていた項目について、札幌市附属機関設置条例及び札幌市学校給食運営委員会規則に規定し直すものです。

まず、札幌市学校給食運営委員会の概要についてです。

当委員会は、本市の学校給食に関する諸問題について調査研究するため設置された機関であり、例年、小学校長会及び中学校長会からの諮問を受けて、翌年度の適正な学校給食費について審議を行い、各校長会へ答申を行っています。

また、学校給食費以外では、これまで、教育長の諮問を受け、学校給食の今後のあり方について審議した経緯があります。

それでは、札幌市学校給食運営委員会規則案について、内容をかいつまんで説明いたします。

規則案については、現行の規約で規定していた項目を条例及び規則に置きかえる形になっています。別添2の一覧表に整理していますので、そちらをご覧ください。

現行の規約を左側に、このたび制定された条例の関係条文を中央に、そして、今回議案として提出している規則案を右側に示しています。

今回制定された条例においては、委員会の所掌事務、委員の定数及び任期について規定しています。これ以外の趣旨、委員長及び副委員長、会議、部会、庶務、委任等については、規則において規定することとなります。

なお、規約第2条の選出委員の構成については、総務局行政部法制課との協議により、現行では、各任意団体から役員等を推薦していただいていることから、委員としての資格要件が明確ではないため、一般的に規則において規定する項目にはなじまないと判断されたことから、曖昧な規定の部分は今回の規則案には規定しないこととしたところです。この取り扱いについては、今後、別途、要綱等の制定も含めて検討してまいりたいと考えています。

議案第4号についての説明は以上です。

引き続きまして、議案第5号 札幌市学校結核対策委員会規則案について説明させていただきます。

まず、札幌市学校結核対策委員会の概要についてですが、児童生徒の結核健診については、平成14年度まで、結核予防法及び学校保健法、同法施行規則に基づき、小・中学生の1年生を対象にツベルクリン反応検査等を行ってまいりました。その後、平成14年度の結核予防法施行令及び学校保健法施行規則の改正を受け、ツベルクリン反応検査等が廃止され、児童生徒の結核健診は、全学年を対象とした問診により行うこととなったものです。問診の結果、学校医等が必要と認める者にあつては、精密検査を行うこととなりますが、その際には、結核に関し専門知識を有する者等の意見を必要に応じて聞くということとされてまいりました。こうした健診方法の改正にあわせて、当時、文部科学省が作成した定期健康診断における結核健診マニュアルにおいて、この結核に関し専門知識を有する者として、結核対策委員会の設置が規定されてまいりました。

こういうものを受け、本市においても、平成16年に、札幌市学校結核対策委員会設置要綱を制定し、当委員会を設置、運用してまいった経過があります。

その後、平成24年に学校保健安全法施行規則の一部が改正され、児童生徒の結核健診に関して、結核対策委員会の意見を聞かずに精密検査を行うことができるとされましたが、当委員会に関しては、学校における結核健診の実施状況・結果を把握し、地域と連携、学校の結核管理方針を決定するという役割を担っていることから、引き続き、これまでも設置して、今に至っている状況です。

例年、当委員会においては、小・中学校及び高等学校の結核健康診断の結果、教職員の定期健康診断結果並びに札幌市における結核発生状況について報告を行い、結核健康診断の変更等について、協議、確認等を行っているところです。

それでは、規則の変更の中身について説明させていただきます。

規則案については、別添1の現行の要綱で規定されていた項目を条例及び規則に置きかえています。これも、別添2のとおり一覧表に整理していますので、そちらをご覧ください。

現行の要綱を左側に、このたび制定された条例の関係条文を中央に、今回議案として提出している規則案を右側に示しています。

今回制定された条例においては、委員会の所掌事務、委員の定数及び任期について規定しています。これ以外の趣旨、委員長及び副委員長、会議、部会、庶務、委任等については、先ほどの給食の場合と同じように、運営規則で規定することとなります。

なお、要綱第3条の選出委員の構成ですが、先ほどのようなお話と同じように、総務局行政部法制課と協議し、委員としての資格要件が明確ではないということで、範囲の曖昧なものについては、今回の一般的規則において規定する項目にはなじまないと判断されたことから、今回の規則案には規定していません。この取り扱いについては、今後、要綱等の制定も含め、別途、検討してまいりたいと考えています。

議案第5号については以上です。

○児童生徒担当部長 まず、議案第6号 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会規則案について説明させていただきます。

初めに、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会の概要について説明いたします。

これまで、札幌市において子どもの自殺等の重大事態が起きた際には、その都度、要綱設置により調査検討委員会を立ち上げ、重大事態に係る調査検討を行ってまいりましたが、このたび、全庁的な附属機関の見直しの中で、緊急事態に速やかに対応するため、本委員会が条例に基づく附属機関として常設されたところです。

本委員会は、子どもの自殺はもとより、昨年9月から施行されているいじめ防止対策推進法に規定される、いじめによる重大事態が発生した場合等、その背景を調査するとともに、今後の防止対策について審議していくものです。

では、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会規則案について説明をいたします。

規則案、議案概要等をご覧ください。

今回制定された札幌市附属機関設置条例においては、各委員会の所掌事務、委員の定数及び任期等について規定しております。そのほか、趣旨、委員、委員長及び副委員長、会議、委員会への協力、庶務、委任等については、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会規則において規定することとなります。

なお、委員の構成については、第2条にあるとおり、学識経験者、弁護士、医師、心理学又は児童等の福祉に関し専門的知識及び技術を有する者としています。医師については、精神科医又は児童精神科医等を想定しています。心理学または児童等の福祉に関し専門的知識及び技術を有する者については、心理士等の資格を有し、子どもの自殺対策や要因等に精通している者、または精神保健福祉士等を想定しています。

また、その他教育委員会が適当と認める者として、それぞれの重大事態の特性に応じた専門家を委員として追加して委嘱することができるものとしています。

議案第6号の説明については以上です。

続いて、議案第7号 札幌市幼児アセスメント委員会規則案について説明させていただきます。

初めに、札幌市幼児アセスメント委員会の概要について説明いたします。

資料1の札幌市幼児アセスメント委員会要綱をご覧ください。

札幌市幼児アセスメント委員会については、札幌市幼児アセスメント委員会要綱（平成22年5月12日教育長決裁、平成24年4月16日一部改訂）に基づいて設置され、運用してまいりました。

当委員会は、その要綱の目的にもあるように、特別な教育的支援を必要とする幼児の総合的な支援を行い、広く特別支援教育を推進することを目的として設置された機関です。

資料2をご覧ください。

幼児アセスメント委員会は、資料にあるように、札幌市私立幼稚園特別支援教育事業の推進の役割を担っています。札幌市私立幼稚園特別支援教育事業は、園からの依頼を受けた特別な教育的支援を必要とする幼児の実態把握を行い、支援の必要性及び支援の内容について、この委員会で検討を行っています。

また、市立幼稚園からの要請により、委員が実際に訪問し、要支援児を観察し、支援の必要性及び支援の内容について検討を行います。

では、札幌市幼児アセスメント委員会規則案について説明いたします。

資料3をご覧ください。

先ほど説明したとおり、規則案については、現行の要綱で規定している項目を条例及び規則に置き替えることから、一覧表に整理しました。現行の要綱を左側に、このたび制定された条例の関係条文を中央に、今回議案として提出している規則案を右側に示しています。

なお、右側の規則案の第2条第4号に、札幌市立学校教育職員（札幌市立養護連携型認定こども園の保育教諭を含む）、保育教諭については、議案第7号の附則第1号にあるように、幼保連携型認定こども園が施行するまでは教育職

員と読みかえるものとしています。

参考資料2として、札幌市立幼保連携型認定こども園条例案の冊子を最後に添付しています。

それでは、表紙に戻っていただいて、規則の第4条の2ページ目の第3号をご覧ください。

会議は、委員長、副委員長を1人及び第2条第1号にあります委員のうちから委員1名を含む3名の以上の出席をもって行うことができるとしています。この第1号から第3号は、1ページ目の第2条の(1)から(3)になります。

(1) 医師、(2) 学識経験者、(3) 心理学等に関する専門的知識及び技術を有する者としています。

ただし、委員長が迅速な教育的支援が必要と認める場合については、その限りではないということも置いているところです。

○山中委員長 ざっと説明していただきましたが、少しわかりにくいですね。やはり、一つずつ個別に質疑をしていきましょう。

まず、議案第4号についてです。

基本的には、委員会の組織運営で、ほかの委員会と似たようなところなのでしょうけれども、恐らく、皆さんもわかりにくいところがあると思いますので、どうぞご質問をお願いします。意見でも構いません。

○池田(官)委員 現行の規約は、失効するといえますか、まったくなくなるのでしょうか。

○学校施設担当部長 現行のものはなくなって、条例と規則に置きかわるイメージです。

○池田(官)委員 わかりました。

多少全体に通じるところもあるのですけれども、総務局との話で、現行の規約にあったような組織について、職指定のような形はなじまないということだったと思うのです。

○学校施設担当部長 職指定はなじまないという言い方ではなく、団体の役員という範囲の不明確な規定のされ方をしたものは、別途、改めて要綱などできちんと決めてくださいということです。今回、この規則の中に不明確なまま置きかえることはなじまないということで、今までそのように規定されたものは規則から除かせていただきますということで、総務局と話し合いがついていま

す。

○池田（官）委員 質問の意図としては、団体のある役員というお立場にある方は、これまでは必要があってそういう規約になっていたのだらうと思うのですけれども、今後、それが全くなってしまうのであれば問題は生じないのかなということだったのです。

今のご返事ですと、今回の議案にのっている規則には出てこないけれども、さらに別途定められるという理解でよろしいですか。

○学校施設担当部長 表現が同じになるかどうかは別ですが、今、構成団体としてPTAなどいろいろお願いしているのですが、我々から団体推薦でどなたかをお願いしたいといったときに、役員の方を出していただいている経過があります。ただ、どの役員の方かという話になると、PTAもその年、その年で役員の範囲が変わったりしていて、明確になっていないところがあるものですから、そういう決め方で規則に持っていくのは少しなじまないもので、そういうことで決めるとしたら、PTAの会長なら会長、副会長なら副会長という話を、別途、要綱制定してくださいということです。今回は、あくまでも置きかえなので、このままの表現で規則にはめられては、規則が不明確になるので困りますということで話がされて、結果として、別途定めるというお話にさせていただいたところ です。

○山中委員長 どうもよくわかりません。

今回、議案第4号を見た場合に、給食運営委員会規則があって、そこに委員会の趣旨、正副委員長、会議、部会、庶務、委任と出てきますが、委員会の構成自体は、この委員会規則ではなくて次の規約でやるのですか。

○学校施設担当部長 要綱の形になるかどうかということです。

○山中委員長 条例の上では、委員会の構成については。

○学校施設担当部長 条例では、任期と人数が定められています。

規則で定めるのであれば、今回は置きかえだったので、今の職をそのまま置きかえられないということで、それを改めて要綱などで定めておいてくださいという指導が総務局のほうからされています。

○山中委員長 条例では、定員と任期を定めているのですね。それでいて、そ

の委員会がどういう人をもって組織するかは条例では定めていないというときに、委員会規則で定めずに規約で定めるというのは、理屈上、おかしいのではないですか。

○学校施設担当部長 個々の委員の任免については、教育委員会会議の承認事項なので、そのときにどういう構成かをご審議いただく形になると思います。

○池田（光）委員 規則と規約を一本にしないメリットとして、変更しやすいとか、そのような意味合いですか。

○学校施設担当部長 条例ですと、議会にかけなければならないというところがあります。規則については教育委員会で決めるものです。ただ、先ほど言われた委員の構成について、個々の委員を誰にしますという話については、委員会の審議事項に入っていますので、それはそのときにご審議いただけるという構成にはなっています。

○山中委員長 今の質問は、委員会の規則に定めておくことと、そうでないことによるメリット、デメリットはどういうことなのかということです。

○学校施設担当部長 条例ではここまで決めましょうということが全庁的に定まっていて、我々もそれに乗かってそこまで定めています。では、規則にどこまで盛り込みますかという統一的な見解は総務局のほうでなされているのですが、我々の今までの要綱を置きかえるときの作業形態として、そのままストレートには載せられない内容だったので、外してくださいという指導があったということです。

○池田（光）委員 最初に、この運営委員会をつくる設置目的は規約のところに書いてあるわけですね。規約のところに書いてあるのが、生まれてくる目的ですね。運営委員会規約のところに設置と書いてありますね。要するに、札幌市給食運営委員会の趣旨はどこに書いてあるかということ、規約のところに書いてあるこの1行、2行だけでしょうか。ほかにあるのでしょうか。何のために規約があるのか、目的は何なのかはどこを見たらよいのでしょうか。

○山中委員長 むしろ、これは規則にあるべきものではないのですか。

○学校施設担当部長 規則の第1条に設置目的が記載されることになります。

○山中委員長 規則では趣旨と書いてあって、委員会の目的は何も書いていないのです。この委員会は何をやる委員会かということがこの規則案には何も出てこないのです。むしろ、規約になって初めて出てくるのです。

○学校施設担当部長 条例の別表にあります。別表にずらっと並んでいるので非常に分かりにくいのですけれども。

○山中委員長 条例に書いてあるから、ここには書かなくてもよいということなのですか。

○学校施設担当部長 そういう流れでつくられています。

○山中委員長 それでいて、下位の概念である規約のほうに出てくるのですか。不思議な構成ですね。

○町田委員 学校給食運営委員会の趣旨については、条例の別表の後ろにある条例の第3条で、附属機関の所掌事務は、それぞれ別表の所掌事務の欄に掲げるとおりとするということです。これを見ていくと、教育委員会のところに、札幌市学校給食運営委員会というものがあって、本市の学校給食の運営に関する必要な事項についての審議に関することというものが、この学校給食運営委員会の仕事の内容で、委員は15人以内で任期は1年というのが条例では決まっています。

そして、先ほど委員長がおっしゃっていた委員の委嘱については、議案第4号と第6号を見ていくと、第4号の学校給食運営委員会の規則では、第1条に趣旨があって、第2条が委員長及び副委員長になっています。一方、議案第6号を見ると、議案の趣旨があって、委員の委嘱があって、委員会の委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するというので、委員の委嘱の条文があって、委員長及び副委員長になっているのですけれども、議案第4号の学校給食運営委員会規則のところには、どういう人が委員になるというのが何もありません。委員長としては、それはどこへ行ってしまったのかということだと思います。

○学校施設担当部長 今回の置きかえの中では、要綱からの移行ができなかったということで、別途定めてくださいと総務局からお話があったということです。

○山中委員長 別途定めてくださいならば、第何条かに委員会の委嘱については別に規約をもって定めるとか、何かがないとおかしいのではないかと思うのです。

○池田（官）委員 こういう理解で正しいのでしょうか。本来は今回の規則案に載るべきだったけれども、それを整理している時間的な余裕がなくて載せられず、さらに検討して、この規則のほかに、要綱という呼び名になるのかわかりませんが、この規則の下位の部分をさらにつくっていくという理解になるのかなと今の話を聞いて思いましたが、それでよいのでしょうか。

○学校施設担当部長 我々からすると、時間がなくて協議する云々という話とは少し違いまして、今ある要綱を条例と規則に当てはめるとどうなるかといったときに、今ある要綱の規定の仕方ではストレートにここに入らないので、それは別途やってくださいというふうに例外扱いにされたという理解です。

○町田委員 私がこういうことを言うのは甚だ申し訳ないのですがけれども、委員の委嘱の仕方についてどう決めるかということについて、この議案第4号と第5号ではどうにも決めていないのですね。それを教育委員会会議でやるのか、教育長が業務の中で判子をつけてやるのか、そこのところですね。普通は、委員の委嘱の仕方というのは、委員会の委員は別に定めるところにより教育委員会が委嘱するとか、そういうものが要るような気がします。

○山中委員長 規則で決めるべきことは大体決まっていて、そういう委員の構成とか、委員会の運営とか、通則的なものをここに盛り込み、さらに細則的なものは規約に委任するという形であって、規約はそれこそ教育長が定める場合もあるわけですね。その辺をきちんと整理しなければならないのではないかと思います。今の要綱をそのまま置きかえることができないとしても、一つの規則だけではなくて、ほかの規則のつくり方も考えて、全体の整合性をとっていかないとまずいのではないかという気がするのです。

○保健給食課長 今回、全体のほかの規則とのバランスも考えて法制課でひな形を示されたのですが、その中でも、委員の構成については具体的にはなくて、我々の要綱の表現では規則になじまないという指摘もありまして、それにかわるものとして、要綱で別途定めるとかを入れる必要があるという指摘も特になくて、このままで全体の規則のバランスを考えても問題はないという判断をいただいています。

○山中委員長 問題はないのかもしれないけれども、形は非常に変なのです。第6号と第7号は委員の委嘱をきちんと入れているわけです。第4号と第5号はそれを入れていません。実際にどういう人から選んでいくのかというあたりを規則で決めず、しかも規則から委任もしないで規約で定めるのは変ではないかと思うのです。

規約というのは、規則から委任を受けた形でやるのではないかと思っているのですけれども、それが市役所、教育委員会の一般的なやり方ではないのだと言われたら、では、どういうふうになっていくのかということになります。

○学校施設担当部長 全庁的に同じつくりにしてしまっているのです。

○町田委員 議案第4号第6条で委任の条項があって、「この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。」とあります。委員会の運営に関して必要な事項の委員の委嘱はどうするかというのは、まさに委員会の運営に関して必要な事項で、それを委員長が委員会に諮って定めるのだけれども、委員はどういうふうに委嘱されるかが決まっていなから、ぐるぐる回ってしまうのです。

第4号と第5号については、少し保留にさせていただいて、委員の委嘱についての定め方として、委員の委嘱については別に定めるところにより教育委員会が委嘱するとか、そういう条文が一つでもあれば根拠条文になるわけですね。例えば、それをどこかに入れる形でやらないと、ほかの規則と比べて、委員が15人ということは条例で決まっているけれども、その15人の委員をどうやって選ぶかということについては何も決まっていなのです。

○山中委員長 どういう範囲の人を選ぶかというのは、すごく大事なことです。ですから、要綱で定めるのなら要綱で定めるのでもよいけれども、根拠規定をこの規則の中に入れておいて、その上で、要綱で定めるとかね。その場合は、要綱もこういう範囲の人から選び、それを会議で決定するのだということをきちんとしておかなければいけないですね。

○池田（光）委員 これは、我々委員になった人がもう少しわかりやすい形できないですか。これからいろいろな方たちに教育委員になってもらったときに、すごく難しいと思うのです。そもそも規則と規約の位置関係もわかりづらいし、条例との位置関係もわかりづらいので、難しい場合があると思います。

○山中委員長 規約と規則の関係というのは、規則の下位のものとして、規則

から委任を受けて規約があるという形になっているのですか。

○**学校施設担当部長** 基本的には、条例、規則で、その下については、要綱であつたり、規約であつたり、いろいろな呼び方をしてしまうので、少し微妙なところがあります。ただ、条例、規則という順番は規定されています。

○**山中委員長** そうだとすれば、やはり、委員の構成というのは大事なことですから、規則の中に入るべき事柄ですね。第6号、第7号には入れているわけですから、そのような格好にしながら、さらに細かいことは要綱や規約で定めるのならそれでよいです。

○**町田委員** 少なくとも、教育委員会規則の中で、委員会の委任は別に定めるというような根拠条文がないと、規約で教育長は定められないと思うのです。

第4号と第5号は保留をさせていただいて、そこの整理をしたいと思います。

○**池田（光）委員** この規則では、規約が要るほどのボリュームのある条文ではないような気がしたのですが、そういうわけにはいかないのですか。

○**山中委員長** そちら辺は、中身を見ないと何とも言えない気がします。

それでは、第4号と第5号は継続案件にしておいて、場合によっては案そのものが差しかえになることもあるし、修正の形で出てくることもあるのでしょうか。継続の形でよいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**山中委員長** それでは、議案第4号と第5号は継続して審議することとします。

○**山中委員長** 続いて、第6号と第7号について審議したいと思います。

第6号は、教育委員会会議において大事な事柄であると思われる議案ですが、いかがでしょうか。ご質問があつたらお願いします。

今まで、その都度、必要に応じてつくってきたものを常置の機関にする形です。それ自体も決定したのですが、その中身ですね。

○**池田（光）委員** 一つは素朴な質問ですが、この委員会と教育委員会との位置関係というのは、趣旨のところに盛り込まれているのですね。報告義務があ

るとか、場合によっては意見を具申できるとか、そういうことは表現として必要なかどうか。

○山中委員長 設置条例の第7条にそういうことが盛り込まれているかどうか、少し確認したいと思います。どうなっていますか。

教育委員会とこの重大事態調査検討委員会との関係です。教育委員会の諮問に応じてとか、全く独自に動くとか、そういうところです。

○町田委員 地方自治法138条の4の第3項に、「普通地方公共団体は、法律または条例に定めるところにより、執行機関、教育委員会の附属機関として、調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができる」とあります。附属機関なので、調停、審査、諮問または調査のための機関です。

教育委員会は、地方自治法上、市長と同じように、執行機関です。ですから、市長が定める附属機関もありますし、教育委員会の附属機関もあるので、附属機関設置条例は市長が出しているところですが、その中に、教育委員会の附属機関という項目があります。

○山中委員長 設置条例の中の教育委員会という執行機関ですね。

○町田委員 教育委員会が執行機関の中の三つ目が、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会で、その所掌事務として、市立学校に在籍する幼児、児童または生徒について、いじめその他の理由により、その生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある事態及び相当の期間において、市立学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態に係る調査及び審議並びにこれらの事態の防止対策についての審議に関することというのが所掌事務になっています。

○山中委員長 そうすると、池田（光）委員の先ほどの質問との関係で言うと、第1条にそのことが書いていないのだけれども、それは法律及び設置条例のほうに書いてあって、それを受けて、設置条例の中の第7条で、さらに細かいことは当該附属機関の属する執行機関等が定めると。法律、条例とかに書いていない事柄は教育委員会のほうで定めなさいということで、この議案第6号ができています。ですから、第1条に書いているのは、第7条の規定に基づきとなっているのだけれども、目的のようなところは、むしろ法律と設置条例だということになるのですね。

○町田委員 法律、条例という大もとに書いてあるから、教育委員会が定める規則にはよいのだということですね。

○山中委員長 そこは書かなくても、細かいことは教育委員会の規則で定めなさいということなので、第1条にそのことが書いてあるのです。物すごくわかりにくいですね。

ですから、ご質問との関係で言えば、それは法律並びに設置条例に書いてありますからここに書いていない、よろしいでしょうかということになりますね。

○池田（光）委員 それを受けて、細かい話ですが、第2条の教育委員会が適当と認める者というのはどういう方を想定しているのか、まだ決まっていないのですか。

○山中委員長 第2条の第5号ですね。

○児童生徒担当部長 先ほど説明させていただいた際に、その他、教育委員会が適当と認める者は、それぞれの重大事態の特性に応じた専門家を委員として追加しますということです。例えば、ネットトラブルなどの案件が重大案件として起こってきたときに、専門家等を委嘱して追加するというくくりを持っています。

○町田委員 例えば、ネットトラブルのときには、インターネットの中を検索できるような専門業者ということも場合によっては考えられます。今、ピットクルーという会社がネットパトロールをしておりますけれども、そういう人がいないとわからないことがある場合は、この条項になります。

○池田（光）委員 目的に応じて別個につくられるというのは、専門家だけを入れかえることになるのですか。そういうことにはならないのですか。

○児童生徒担当部長 10名以内になっていますが、初めから10名を選ぶのではなく、追加で委嘱する形になります。

○池田（光）委員 そのときは、専門家以外の方も対象になるということですね。委員会に出席する必要が出てくるということになるわけですね。

○児童生徒担当部長 そうです。

○山中委員長 医師が特に資格を限定されていませんが、これは事案によって違って来るからでしょうか。ただ、これは常置の委員会ですから、医師は必ず入れる形なので、例えば、精神科の医師が一般的には多いかもしれませんが、これも、一般的には精神科の医師がよいのではないかということで入れておきながら、小児科の人を入れたほうがよいとか。

○児童生徒担当部長 重大事態の特性に応じたというあたりによるとは思いません。

○山中委員長 それによってさらに入れることも可能だということですね。

○児童生徒担当部長 先ほどの説明のときに落としたかもしれませんが、医師については、精神科医または児童精神科医を想定しているところです。

○山中委員長 心療内科というのもあるのでしょうか。精神科とは正式には違うけれども、似たようなものですね。

○池田（官）委員 そうすると、これはよろしいのではないかということが前提ですが、これまでのような臨時の委員会に比べると、任期が2年になるわけですから、10名ということはありませんけれども、自由度といいますか、本当に案件に合わせていろいろな方をその都度集めていくという形とは変わるのですね。

○児童生徒担当部長 そうです。

○池田（官）委員 メリットとデメリットと両方あるのかもしれませんが、一応は常設にするという考え方でよろしいですね。

○児童生徒担当部長 はい。

本日、これが通りましたら、いつ起こるか分からないことですので、早急に教育委員会会議にこの委員の方々についてご提出したいと思っております。そのときに、どれだけの人数かということもご審議いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○池田（光）委員 別々に入ってくるということは、別々の任期の人が入ることになるのですか。

○山中委員長 任期はここに書いていないですね。

○児童生徒担当部長 任期は2年です。

○池田（光）委員 例えば、この方が必要だということで途中で入られる場合がありますね。

○児童生徒担当部長 追加で委嘱したところですね。そこは確認していませんでした。調べさせていただきます。

○池田（官）委員 逆に言うと、同時に10名は超えてならないということですね。

○児童生徒担当部長 そうです。それは条例で定めています。

○山中委員長 例えば、最初に5人を選んで、もう一人、インターネットの専門家を入りたいということで、半年たったところである案件が起きたので、そのために半年後に1人を追加した。そうすると、その人の任期は選任されたときから2年になってしまいますね。ほかの人たちは、最初るときから2年ですから違ってくるわけですね。

○児童生徒担当部長 そのこのところは、確認していませんでしたので、確認させていただきたいと思います。

○山中委員長 その辺はしっかりしなければいけないですね。

○町田委員 条例の第4条を見ると、委員の定数は別表1、別表2なのですが、前項の規定にかかわらず、特別な事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時の委員等を置くことができるという条文があるので。

○山中委員長 しかし、次のところの任期で、臨時委員等を除くになっています。

○臼井委員 そうすると、あくまでも臨時委員というのは、ある出来事が起きたときだけということですね。

○町田委員 ですから、ネットに関する何かがあったときには、専門の人を選ぶような場合には、この臨時委員ということになります。

○山中委員長 あるいは、任期を定めて委嘱することになるのか。それから、今のような場合でも、その人を臨時委員ではなくて常勤委員として入れた形でやる場合もあります。その場合の任期をどうするかについては。

○児童生徒担当部長 少し確認させていただきたいと思います。

○山中委員長 これは発足させる方向で行ってよいとは思いますが、実際に委員を選ぶ関係があるので、任期などを調べておいてもらったほうがよいですね。

○池田（光）委員 新たにお問い合わせするのであれば、臨時委員でお願いするというのもどうかと思います。

○山中委員長 物によると思います。

○町田委員 これだけお願いと言ったら、そうか、わかったという場合があると思います。

○山中委員長 それでは、第6号についてはよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、任期の問題で少し検討の余地がありますが、実際の委員を選任するときに確認していただきたいと思います。

続けて、議案第7号はどうですか。

○臼井委員 副委員長が2名になっていますね。

○町田委員 これは、仕事が大変だということですか。頻繁に開くからですか。副委員長が2名というのは珍しいですね。

○児童生徒担当部長 先ほど言いました2ページの3に、会議は、委員長、副委員長1人という項目があるのです。ですから、委員長1人、副委員長1人、

委員 1 人の 3 名の方がいて、この中の 1 人がいれば成立しますということで置いてあります。

○池田（光）委員 先ほど、3 名以上とありましたね。

○児童生徒担当部長 第 2 条にある、医師、学識経験者、心理学の専門家医が 1 名含まれているということです。

○町田委員 委員長はいつもいなければいけないのですか。

○児童生徒担当部長 委員長 1 名、副委員長 2 名の 3 名のうち、1 名はいなければいけないということです。

○山中委員長 この書き方でそうなりますか。委員長、副委員長を 1 人及びですから、委員長は必ずいなければいけません。

○臼井委員 そう見えますね。副委員長が 2 人いるから 1 人でよいというふうにも見えてしまいます。

○児童生徒担当部長 この書きぶりだと、委員長 1 人いなければいけないと読めますね。

○幼児教育相談担当係長 「ただし、委員長が」と書いてありまして、「この限りではない」とあるので、必ずしも委員長でなくてもよいのです。

○池田（官）委員 委員長が、自分が出なくてもよいと言った場合にはよいということですね。

○山中委員長 これは、3 人以上いなければだめですよ、だけれども、この「ただし」というのは、委員長が認めた場合には 2 人でもよいということですね。自分の場合であれ、副委員長の場合であれですね。

○池田（光）委員 重大事態は委員長が出なければならぬのですね。

○山中委員長 基本的にはそうですね。

○池田（官）委員 細かいことで、条例のほうで変えようがないことかもしれませんが、別表の札幌市幼児アセスメント委員会のところを見ると、私立幼稚園におけると書いてあるのです。これはよろしいのでしたか。市立ではなくて、私立のことに対してやる委員会なのですね。

○幼児教育相談担当係長 そうなのです。

○町田委員 この結果として、認定こども園では。

○幼児教育相談担当係長 この結果では、できないです。ただ、認定こども園の場合で、1号認定の場合については可能性があると思います。

○児童生徒担当部長 今、認定こども園が来年の4月から新しい制度になって一体化されます。それまでの間は、二つの施設が一体になっているということで幼稚園がかかわれたのですが、来年からは、教育長が言われるように、認定こども園が対象施設になるので、認定こども園がかかわれないのです。ただ、現時点で認定こども園と入れることは、法案が4月からですので難しいこともあります。

○町田委員 「等」を入れておけば。

○臼井委員 そうすると、4月になってから、また変えなければいけないことになりますね。認定こども園が出たところで変えなければいけなくなってしまうですね。

○児童生徒担当部長 今のところ、私立幼稚園特別支援事業というものは、子ども未来局で補助金を出していて、そのソフト面を教育委員会が担っているのですけれども、補助金の関係が来年以降にどのような形で整理されるかもまだわかっていないところです。

○教育次長 これがわかりづらいのは、ほかの委員会自体が構成メンバーの委員全員を参加するという前提で書かれているのに対して、これは25人の中から3名いれば成立するという前提が書かれているので、他のものとは少し異質なのです。

○山中委員長 しかし、たった3人でよいのでしょうか。

○児童生徒担当部長 資料2をご覧ください。

先ほど少しお話をしましたが、①で園から依頼があって、それがアセスメントへ全部回ります。その資料を全部アセスメント委員会に上げていきます。このときに、700から800くらい来るので、2日か3日に分けてやるのですが、そのときに見た委員も全部出て、学識経験者とか医師なども入っていただいて、補助金の対象になるか、どれだけ支援が必要かということです。そのときは非常に多い委員会なのですが、この後の④のところに書いてありませんけれども、先ほど説明しましたように、園から緊急の要請があったときなどにアセスメントをしにいくとか、臨時に開くという場合については、3名をもってというところを押さえているのです。ですから、3名以上とすごく少ない数になっています。なので、25名から3名となっているとご理解いただきたいと思います。

○山中委員長 それなら、部会か何かをつくって、こういう業務については部会に委任するという形をとるのが普通だと思います。これだと、事実上、支援のほうに行くときには、委員長が指名して、その人たちに行ってもらいたいな形になるのですか。それとも、手があいている人が行くのですか。

○児童生徒担当部長 そうです。学識経験者を初め、委員長と相談して、園から要請があって、園内でアセスメント委員会を開いてほしいといったときに、3名の者を選出して、園の先生方とのお子さんのアセスメントを実施されるということです。

○山中委員長 少し異例な形ですね。恣意的な指名にならないように気をつけなければいけないので、この形でよいのかどうか、運用面でやっているのでしょうか、気をつけなければいけないですね。

○児童生徒担当部長 はい。

○山中委員長 ほかにいかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、議案第6号、第7号については、基本的にはこの形で決定してよろしいでしょうか。

○池田(光)委員 第7号ですが、大体どれくらいの委員数でやるのかという、

ボリューム感はどうですか。

○児童生徒担当部長 本年度はアセスメント委員会がスタートしておりますので、それについての委員名簿をもって次回にご説明させていただきたいと思えます。

○山中委員長 支援体制の構築ということで、こちらで派遣されるような場合だと、25名全員分ではなくて、その中から3名くらいでいくのでしょうか。全体で決定する場合には。

○児童生徒担当部長 1人ずつ、全部確認していきます。

○山中委員長 その実態を教えてください、その実態からしたらこの組織形態でよいのかということ考えたほうがよい場合もあると思います。

○児童生徒担当部長 そこら辺の資料を用意いたします。

○山中委員長 議案としては、本日通しますけれども、実態を教えてください。では、第6号と第7号はこれで決定してよろしいですね。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、そのようにいたします。

◎議案第8号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

○山中委員長 続けて第8号、第9号をやります。

○学校教育部長 本案は、札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案です。

学則の改正にかかわりましては、9月2日に北海道教育委員会において、平成27年度公立特別支援学校（高等部）配置計画が決定されたところですが、本市の関係する部分については、6月に出されました配置計画案と変更はありません。

なお、配置計画は資料2ページから10ページにありますので、後ほどご覧ください。

それでは、札幌市立の特別支援学校高等部にかかわる配置計画と学則改正の内容について説明いたします。

資料の11ページをご覧ください。

まず、配置計画と学則改正の関係についてですが、配置計画は各学校の翌年度の第1学年の定員を定めるものであるのに対して、学則は各校の第1学年から第3学年までの学科ごとの総定員を定めるものです

そこで、総定員に変動が生じる場合には、学則の改正が必要ということになります。

1の配置計画（本市関係分抜粋）をご覧ください。

まず、豊明高等養護学校については、平成27年度の入学定員は26年度と変更ありません。

次に、山の手養護学校については、普通科及び普通科（重複）の27年度の入学定員は26年度と変更ありません。

最後に、北翔養護学校ですが、普通科（重複）の27年度の入学定員は、1学級3人とされ、26年度より1学級3人減となります。

なお、山の手養護学校と北翔養護学校の普通科（重複）とは、病弱と肢体不自由など複数の障がいをあわせ持つ生徒を対象とした学科です。

次に、2の学則改正の内容です。

まず、（1）豊明高等養護学校について、表①をご覧ください。

学校全体の定員数に変更はありませんが、平成25年度に産業科の1学級を流通・サービス科に転科したことから、27年度における学年進行により、産業科の27年度の定員数は、26年度の56人から48人に、流通・サービス科の27年度の定員数は、26年度の16人から24人に変更となるため、学則の改正が必要となります。

次の資料12ページをご覧ください。

(2) 山の手養護学校について、表②をご覧ください。

平成27年度の第1学年の定員数について、普通科が1学級8人、普通科(重複)が2学級6人となったことにより、27年度の定員数は、26年度の55人から50人に変更となるため、学則の改正が必要となります。

最後に、(3) 北翔養護学校について、表③をご覧ください。

平成27年度の第1学年の定員数は1学級3人となりましたが、27年度の定員数は12人と、26年度と同じであるため、学則の改正はありません。

次に、資料の1ページの札幌市立特別支援学校学則新旧対照表にお戻りください。

表右欄にある改正案ですが、先ほど説明したとおり、豊明高等養護学校及び山の手養護学校において、定員数の変更がありますので、表の下線部分について、別表1の豊明高等養護学校の産業科の定員を56人から48人に、流通・サービス科の定員を16人から24人に、山の手養護学校高等部の定員を55人から50人にそれぞれ改めることについてお諮りするものです。

なお、当該学則の改正は、平成27年度の入学定員に係る内容のものであり、施行期日は平成27年4月1日となりますが、例年11月ごろに行う各学校の生徒募集事務に伴う募集要項の告示までに確定させる必要がありますことから、今回の教育委員会会議にお諮りしたものです。

本議案については、以上です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○山中委員長 ご質問、ご意見があればお願いします。

流通・サービス科で増える中身は何でしたか。

○特別支援教育推進担当係長 中身は、印刷の作業や、バックヤードと言いますが、校内の中に倉庫を設けて、その中で作業の製品の流通管理を主な仕事として行っています。

○臼井委員 要するに、進路のことを考えてということなのでしょうか。

○特別支援教育推進担当係長 そうです。実際に就労している中身と設置学科の差が見られていたので、そこを現実近づけるといことです。

○山中委員長 よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、議案第8号については、提案のとおり学則を改正するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、議案第8号については、提案どおりといたします。

◎議案第9号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 続いて、議案第9号です。

○中央図書館長 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について、説明いたします。

中央図書館では、第2次札幌市図書館ビジョンに基づき、電子書籍の取り組みとして、本年4月の中央図書館のリニューアルにより、電子図書館コーナーを設け、館内での閲覧を開始いたしました。そして、このたび、読書週間の初日である10月27日から電子書籍の利用を開始したいと考えています。

そのための利用手続等を定めるため、札幌市図書館条例施行規則を改正する必要があることから、今回の議案を提出するものです。詳しくは、担当の課長から説明申し上げます。

○利用サービス課長 規則改正の内容について説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第2条では、図書館資料のうち、その他必要な資料の中に電磁的記録を追加しています。この電磁記録には、今回の電磁書籍、それから、CDやDVDなどの視聴覚資料が含まれます。第6条第1項において、電子書籍を定義づけ、電子書籍とは、電磁的記録によって作成された図書館資料のうち、インターネットその他館長が定める方法により利用が可能なものとしたします。

電子書籍のシステムは、中央図書館が電子書籍のファイルやソフトを直接保有して貸し出しするのではなく、インターネット上に存在するシステムのサーバーに、利用者が直接アクセスして閲覧サービスの提供を受けるものです。

電子書籍の利用手続は、第12条第3項により教育長が別に定めることとしています。まず、利用者は、インターネット上の札幌市の電子書籍専用ホームページにアクセスし、貸出券番号とパスワードを入力することでログインいたします。それにより、電子書籍を検索し、読みたい電子書籍を選択することができます。

これにより、利用者は、利用期間内に限り、システムのサーバーにアクセスする権限を与えられ、その期間はいつでもインターネットに接続したパソコン、タブレット、スマートフォンを通じて電子書籍を読むことができます。アクセス権限が一つの電子書籍には1人しかアクセスできませんが、権限が複数や無制限の書籍もあります。

返却については、利用期間が経過するとサーバーへのアクセス権限が自動的に失われることになるため、返し忘れがなくなります。

電子書籍の利用数及び利用期間は、第13条第1項及び第2項において、利用

数は3点まで、利用期間は7日間とします。図書の貸し出し冊数が10点、視聴覚資料が2点で、貸し出し期間はともに14日間であるのと比べ、電子書籍の点数が少なく期間が短いのは、提供できる電子書籍が約2,800点と少ないことと、より多くの方に電子書籍を体験していただきたいという考えによります。

内訳としては、小説や実用書、デジタル絵本などの児童書のほか、札幌や北海道関連の書籍や雑誌、また、郷土史などの地域資料等、幅広いジャンルとなっています。

また、第14条の2において、サーバーの保守点検、更新、故障の修理等による利用の停止を規定しています。

その他、第16条の身体に障害のある方などの郵送貸し出しについては、郵送での電子書籍の利用はあり得ないことから、電子書籍を除くとするほか、第7条第11条、第15条など、電子書籍に適合しない規定について、電子書籍を除外するとともに、第19条、第21条で所要の規定の整備を行います。

これらを定めるため、札幌市図書館条例施行規則を改正する必要があることから、今回この議案を提出いたしました。

規則案の施行期日については、このサービスを適用する平成26年10月27日としたいと考えています。

なお、利用方法については、広報さっぽろ11月号に掲載するほか、お手元の利用案内のチラシを配布いたします。また、中央図書館では、キックオフイベントとして、電子図書館コーナーに図書館キャラクターとの記念撮影コーナーを設けるほか、同じタイトルの電子書籍と紙の本とを比べていただきながら、電子書籍を体験していただくことを考えています。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見、ご要望がありましたらお願いします。

○池田（官）委員 第16条と第20条についてですが、これは、電子書籍の利用そのものと直接関係なく、教育長が認めたものとするという文言が加わっているように読めるのですけれども、そうなのでしょうか。

つまり、電子書籍に関連する規則の改定に伴って、それとは直接関係ない形の教育長が認めたものを入れたという理解でよろしいでしょうか。

○利用サービス課長 まず、第16条においては、郵送による個人貸し出しについて、電子書籍の利用を除くという規定を今回入れる必要がありました。それに加えて、郵送貸し出しについて、詳しくは教育長が定めるという規定を一緒

に加えさせていただきます。

○池田（官）委員 これは、電子書籍ではないものについても、視聴覚のものについても、今後は、教育長が認めた者に、第16条であれば郵送、第20条であればその団体ということが加わったわけですね。わかりました。

○池田（光）委員 手続的なことで申しわけないのですが、本を借りられて、利用期間を何日間か過ぎるとアクセス権がなくなるということはよいのですが、なくなった結果、その後はどういう行動になるのでしょうか。回収に行くということになるのでしょうか。

○山中委員長 切断されてしまうから、回収は要らないのですね。

○池田（光）委員 それで終わりということですね。

○利用サービス課長 電子書籍では、自分のパソコンにデータが保存されるのではなくて、都度、利用者端末からサーバーにアクセスして、閲覧している状態です。そして、7日間が過ぎると、アクセスすることができなくなります。

○山中委員長 残らないのですね。

○利用サービス課長 残っておりません。

○白井委員 返す手間は要らないということですね。図書館からすると、管理上はよいわけですね。管理上というか、督促をするとか、そういうことは必要なくなりますね。

○山中委員長 自分で勝手に印刷もできないのですね。

○利用サービス課長 はい。

○白井委員 延長はできるのですか。

○利用サービス課長 はい。1回だけです。ただし、既に予約が入っていない本についてです。

○山中委員長 情報漏えいの心配はないのですか。いろいろな個人情報などで

○利用サービス課長 これは、個人情報につきましては、規定どおりの取り扱いにより、保護をしております。

○阿部委員 この規則のこととは外れてしまうのですが、先ほどの電子書籍の場合だけ、資料が3点までと貸し出し期間が7日間ということで、通常とかなり違うということについて、このリーフレットを見るだけだと、言葉だけの説明になっています。表面のところの下に、一度に借りられるのは3点までで、貸し出し期限は7日間ですと書いているだけで、理由がありません。これは、市民としては、どうしてなのかと思うと思います。先ほど、点数が少ないのでたくさんの方に借りていただきたいから制限を設けているというご説明を受けると、なるほどと思うのですけれども、その説明がどこにもないので、市民は、えっ、どうしてなのかと思われるのかなという心配があります。

○利用サービス課長 その点について、ホームページなどに掲載するなどして周知を図っていきたいと思います。

○山中委員長 規則には書けないですからね。それはしょうがないけれども、今のご質問のような心配があるから、広報は十分していただくようお願いしましょう。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、議案第9号は原案どおり決定とさせていただきます。
次の議題からは公開しない案件となりますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

以下 非公開